



2022年11月9日

各 位

会社名 株式会社東陽テクニカ
代表者名 代表取締役社長 高野 俊也
(コード：8151、東証プライム)
問合せ先 常務取締役 柏 正孝
(TEL. 03-3279-0771)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月22日開催予定の第70期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

今後の当社事業の展開に備えるため、現行定款第2条における事業目的の一部を変更するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり現行定款の一部を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の削除に伴い、附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙変更案のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月22日
定款変更の効力発生日 2022年12月22日

以上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品の輸出入、国内販売、製造、賃貸ならびに修理および問屋業、仲立業、代理業</p> <p>(1) 機械、器具、工具類、電子応用機械器具、電気通信機械器具、医療機器、動物用医療機器、鉄鋼、非鉄金属、鉱石類、車輛、船舶、土木建築材料、肥料、食糧品、酒類、農畜産品、飼料、その他日用品雑貨</p> <p>(2) 火薬類、農薬、工業薬品、化学薬品、医薬品、動物用医薬品ならびに毒物、劇物</p> <p>2. 海運代理店業、海運仲立業、不動産賃貸業、損害保険代理業、<u>建設工事の設計監理および請負業</u></p> <p>3. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品の輸出入、国内販売、製造、賃貸ならびに修理および問屋業、仲立業、代理業</p> <p>(1) 機械、器具、工具類、電子応用機械器具、電気通信機械器具、医療機器、動物用医療機器、鉄鋼、非鉄金属、鉱石類、車輛、船舶、土木建築材料、肥料、食糧品、酒類、農畜産品、飼料、その他日用品雑貨</p> <p>(2) 火薬類、農薬、工業薬品、化学薬品、医薬品、動物用医薬品ならびに毒物、劇物</p> <p>2. 海運代理店業、海運仲立業、不動産賃貸業、損害保険代理業、<u>建築・土木工事の施工及び請負業</u></p> <p>3. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第15条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第42条 (現行通り)</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>